

## 勸 告 書

三好市農委第 40 号  
令和 2 年 5 月 25 日

郷田 利彦 殿

三好市農業委員会  
会 長 糸田川 武男

あなたは、次のとおり農地法第 51 条第 1 項第 2 号に該当しているので、直ちに営農型発電設備を撤去し、農地に復元してください。

これに応じない場合には、同条項の規定による原状回復を行うよう命令をする方針であるので、これに対して意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に書面により又は三好市農業委員会に出頭してその事情を弁明してください。

おって、口頭により弁明される場合には、その際にその要旨を書面により提出してください。

|                        | 土地の所在                             | 地番  | 地目  |    | 面積                            | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|---|-----|----|-------------------------------|----|
|                        |                                   |   | 登記簿 | 現況 |                               |    |
| 違反行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積 | 三好市三野町勢力<br>字壺丁地                  | 227 番 1   | 田   | 田  | 830 m <sup>2</sup><br>うち 0.32 |    |
|                        | 三好市三野町勢力<br>字壺丁地                  | 228 番 1   | 田   | 田  | 604 m <sup>2</sup><br>うち 0.27 |    |
|                        | 三好市三野町勢力<br>字壺丁地                  | 237 番 1   | 田   | 田  | 480 m <sup>2</sup><br>うち 0.27 |    |
|                        | 三好市三野町太刀野<br>字中塚                  | 393 番 1   | 畑   | 畑  | 498 m <sup>2</sup><br>うち 0.34 |    |
|                        | 三好市三野町太刀野<br>字中塚                  | 392 番 1   | 畑   | 畑  | 224 m <sup>2</sup><br>うち 0.11 |    |
|                        | 法第 51 条第 1 項に<br>該当する内容及び<br>その理由 | 一時転用許可の期間が満了しているにも関わらず、<br>以上のことから、農地法第 5 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者に該当し、農地法第 51 条第 1 項第 2 号に該当している。 |     |    |                               |    |

(注) この通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職（三好市農業委員会）に連絡すること。

三好市農業委員長 様



審査申出人

居 所 徳島県三好市三野町太刀野

999番地



氏名 郷 田 利 彦



連絡先 080-1427-8018

## 弁 明 書

令和2年5月25日付、三好市農委第40号により送付された勧告書に対し、行政手続法第29条及び徳島県行政手続条例第27条における弁明手続きに関する規定に基づき、下記のとおり弁明する。

### 記

#### 1. 弁明の要旨

・勧告書における「農地法第51条第1項第2号の規定により農地への復元を求める」旨について

農地法第51条において、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは」という、違反転用と判断するにあたっての条件が付されている。私としては、本勧告書記載の一時転用地全筆において、農業上の利用確保を満たし、公益にも関係者利益にも資したものであると判断するため、行政当局から農地への復元命令を受ける類のものではないと考える。昨年、県農林水産政策課に対して、添付した「営農型太陽光発電における一時転用許可に関する質問について（以下質問状）」を尋ねて良い旨を貴市農業委員会から指示されたため、県農林水産政策課へ提出した。結果、昨年10月31日に質問項目の一切について何らの回答も行わない旨、電子メールにて県農林水産政策課から返答を受けた。私としては、「質問状」の内容に市民として回答を受けていない現状において、行政側が説明責任を放棄しているとしかねようがないため、勧告を受ける謂れすらないと解釈している。

・勢力字壱丁地227番1外2筆隣地の管理について

昨年10月に隣地の壱丁地235番について、貴市農林政策課に「農振除外申出書」関係書類一式を提出したが、除外申出が認められなかった。現在、壱丁地235番は荒地化したため、隣地である壱丁地227番1外2筆の営農管理に多大な支障を来している。大局的判断から「資材置き場」としての転用を壱丁地235番において行い、私が付近一帯について総合的な管理をしていくつもりであったため、今般の状況は甚だ心外である。結果責任を一切問われない行政の仕事とは言え、この事象は行政の失態そのものであり、この点を顧みることなく、私の営農型太陽光発電所に対し、一時転用書類が未申請ということだけで一方的誹りをするのは、無責任行政の極みである。紛れもなく適正管理ができていない壱丁地227番1外2筆の未申請を一方的に責めるのであるならば、壱丁地235番の荒地化対応を先に実施してもらわねば本末転倒というものである。繰り返すが現状では壱丁地227番1外2筆について、実態として営農継続しているため、結果的に行政怠慢の結果被害を一方的に受忍した状況になっている。本件について、農振除外を認める余地があるのかも含め、早急に回答いただきたい。

#### ・太刀野字中塚393番1外1筆南側用水路のグレーチング敷設について

昨年4月に徳島河川国道事務所に電子メール確認したところ、当地の南側にある用水路の所管は貴市である旨の回答を受けた。貴市管理課に連絡を取ったが、本日現在をもって安全対策のグレーチング敷設が行われていない。私としては、転落の危険性が高い当地で、成人したとは言え子息3名と糟糠の妻に危険を顧みず農作業を共に行うようにと、断じて言えない。ついては、一時転用許可を出す前提としてグレーチングの敷設は必須かと考える。安全対策が十分に施されてから、市民に農業をやってくださいと許可を出すのがごく自然な考えと解釈されるからである。現在、当地は一番南側の部分を除いて、全体的に営農ができているため、貴市が一方的に作付けを指示するクローバーも生育している。今後も粛々と営農作業を行っていく所存であるので、市民の頑張りに応えた行政対応を願いたい。

#### ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の観点について

以下の文面もこれまで何度も申し入れしたが、一向に改めない、また改善する意思すら見受けられないため、再度申し入れする。まず、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」における視点が欠けていると指摘せざるを得ない。第一条において、「簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ」との記述があり、第二条において「民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠である」と「民力」の最大活用指摘があり、第三条において地方公共団体の責務が定められている。これまで私は、数十回程度にわたり貴県並びに貴市担当者と折衝を重ねたが、その際に既存の法律・運用方法の順守に理解は示しつつも、行政の「説明責任」を果たすべきという注文を申し入れてきたはずである。貴県ホームページにおける目安箱の過去回答を参照すれば、「東京にはない価値観を地方にしかない価値を発信するという趣旨で本県では平成26年9月から「vs 東京」とのコンセプトを発信している。いま、地方は人口が急激に減り、一方で、東京圏への人口集中は加速化しており、そのことが日本全体の活力を減退させるとの考えに立って、国・地方を挙げた「東京一極集中」を是正するための「地方創生」に関する様々な政策を推進しています。この「vs 東京」というコンセプトは、こうした国・地方を挙げた政策の方向性に一致するものであり、地方の良さ、徳島の魅力を発信し、地方回帰へつなげるため、徳島ならではの魅力を表現するため10個の宣言文として掲げております。」という回答が掲載されている。ついては、大局的に当該事象を考えた上で、私の行う「自然エネルギー普及促進活動」が、貴県の掲げる「VS 東京」の考えにそぐわないものなのかどうか回答をいただきたい。この事については、以前から目安箱に投稿を行っていたが、未だ明確な回答がない。そぐわない理由を明確に指摘されれば、今後一切の太陽光発電事業申請を行わないことを約束する。私は、これまでの貴県並びに貴市の太陽光発電事業に対する姿勢が、一義的に「県益」・「市益」ひいては「国益」を損なう行為であるとしか目していない。『我が国の未来に責任ある行政を行わない』と行動で示し続けると主張するならば、私は徹頭徹尾、ありとあらゆる手段を用いて断固抗議し続けるしかない。事は「官益あって、民益なし」で留まるのではなく、「民益あって、官益もある」というウイン・ウインの状況に持って行くのかを考えることにある。そのための知恵も責務も放棄して、国家の行く末に一切の責任もかなぐり捨てると「VS 東京」で宣言されるというのなら、その宣言を掲げていただきたい。そうでなければ、いつまでも腑に落ちない状況が継続されることになる。

そもそも、貴県並びに貴市職員は地方公務員法第31条に基づき入庁時の「宣誓書」において、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。」といった文面に記名押印を行い、職務に精励しているはずである。ついては今般行っている一連の対応が、どのように解釈して「能率的」であるのかを説明いただきたい。耕作放棄地と化していた土地を少なくとも有事では、即座に人間が食するものを作付けできる状況に「維持管理」しようと実地努力する行為に対し、机上での収穫量8割基準を一方的に当てはめ、営農計画に達しないもの排除する姿勢が、果たして「国土荒廃」を防ぐことに資しているのか。まして、私の認識としては、不要としか目されない営農計画書を「行政指導」の範疇で一方的に作成させられ、「牧草という作付け作

物はない」という誠に身勝手かつ横柄の極みな判断を甘受し、結果として「収穫をしない捨てづくり」と過去に一方的に判断されたこともあるというのは言語道断な行政の独断・専横行為そのものとしが目することができない。この点についても、当方としては行き過ぎた「行政指導」の結果であると考え、行政手続法第36条の2における「行政指導の中止」を求めたいと考える。ついては、その手続き方法・書式を整理し、私に案内することを求める。

## 2. まとめ

前述の通り、パネル下において営農を行っており、「牧草」の作付けも行われている。有り体に申せば、「採草牧草地」に太陽光パネルが設置されたまでの土地である。日常風景で目にする田及び畑と外見が異なるからといって、他の田畑に数多く存在する不法転用箇所を差し置いて、公益に資している発電所を撤去せよとは、早計なだけでなく、甚だ失敬な判断である。私が質問した内容を一切無視して、説明責任の一切をかなぐり捨てた対応をしておきながら、一方的に撤去せよとは思いがりも甚だしい。公平性・中立性が何よりも求められ、「説明責任」も十分に果たさねばならない行政機関としての責務を放棄していると言わざるを得ない暴挙である。そもそも相互理解ができていないという現状では、結果として行政側の誤った判断を「甘受せよ」という前近代的行政の支配統治を受忍するだけになってしまう。我が国は「国民主権」であることに見解の相違はないはずなので、入職する際に地方公務員法第31条における「宣誓書」まで書かねばならない者としての「公僕」としての自覚が欠ける現れが、一連の対応に如実に出ていると考える。私には、「行政におもねる」という考えは微塵もないため、「国民主権」を揺るがす「冒涇行為」には今後断固として抗議させていただくこととなる。何度も申し上げるが「行政の独善的思いあがり」で通知された「勧告書」に一片の客観性もなく、説明責任も説明努力も果たしていない行政運営により押し付けられた施策に民意が反映されていないことは明らかである。国益も県益も日本国憲法第13条も無視した大義なき「農地復元」という「脅し」に一抹の公務の矜持もないことは明らかである。「説明責任」をしっかりと果たさねばならないのは、貴県始め貴市の側であり、当方がそちらの人を食ってかかったような一連の弁明手続きに貴重な時間を大幅に割かれて、業務妨害をただ甘受するだけの謂れは微塵もない。今般、私は他に優先して対応しなくてはいけない事案を後回しにして、当該「弁明書」の作成に急ぎ多大な時間を割くこととなった。これは、一方的な業務妨害行為に他ならず、当方の主張に正当性が認められた場合は、国家賠償法あるいは民法における「損害賠償請求」を行うことを予め通告しておく。いずれにしても今後、どのような対応をされるのか本件文書受理、聴聞日程を含めて、十分な時間的余裕を持たせうえでの「あくまで独善的ではない、住民への配慮」ある手続きを求めるものである。

以上

(添付資料)

- ・(県農林水産政策課送信済) エクセル「営農型太陽光発電における一時転用許可に関する質問について」

営農型太陽光発電における一時転用許可に関する質問について

●営農型太陽光に対する考え方や取り組み方についての質問

| 質問番号 | 質問内容   | 質問作成に参考とした資料  | 回答（県としての見解） | 備考 |
|------|--|---|-------------|----|
| ①    | 「行政手続簡便化の3原則」における「同じ情報は一度だけの原則（ワンストップ）」及び「書式・様式の統一」について、未来投資会議（平成30年3月30日）において総務省からも出ているが、現状の農地法に関する許可手続きについて指針内容に沿っていないと考える。  | <p>・ <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20170915/170915bukai02.pdf#search=%27%E7%B7%8F%E5%8B%99%E7%9C%81+%E3%90%8C%E3%81%98%E6%83%85%E5%A0%B1+%E4%B8%80%E5%BA%A6%27">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20170915/170915bukai02.pdf#search=%27%E7%B7%8F%E5%8B%99%E7%9C%81+%E3%90%8C%E3%81%98%E6%83%85%E5%A0%B1+%E4%B8%80%E5%BA%A6%27</a></p> <p>・ <a href="http://www.invest-japan.go.jp/committee/simplify_wg_05/sankou_02.pdf#search=%27%E7%B7%8F%E5%8B%99%E7%9C%81+%E3%90%8C%E3%81%98%E6%83%85%E5%A0%B1+%E4%B8%80%E5%BA%A6%27">http://www.invest-japan.go.jp/committee/simplify_wg_05/sankou_02.pdf#search=%27%E7%B7%8F%E5%8B%99%E7%9C%81+%E3%90%8C%E3%81%98%E6%83%85%E5%A0%B1+%E4%B8%80%E5%BA%A6%27</a></p> |             |    |
| ②    | 国の出先機関ごとの独自の運用ルール（いわゆるローカル・ルール）の撤廃についても、同様に指針がなされているが営農型太陽光発電の取り扱い状況は、まさに農林水産省指針に基づいて各都道府県の運用に任されている節があるため取り扱いが各都道府県において異なっている。その結果、提出を求められる書類にもばらつきがみられるため、指針されている通り積極的に事業者側から変更を聴取し、ローカル・ルールが残っていないかを確認し、全国レベルでの統一の運用を図ることが求められる。  |   |             |    |
| ③    | 経済財政諮問会議（平成29年12月1日）において、「地方行政改革の推進に向けて」の議論があった際に、「行政手続コスト削減の取組促進、成果を上げる自治体への支援強化」等により、地方経済と地方行政の好循環を形成すべきとする旨の資料が有識者議員より提出された。この資料では、「国と歩調を合わせ、地方でも行政手続コスト削減の取組を進めることは、行政サービスの質の向上、企業負担の軽減からも波及効果大きい。地方全体で横展開が進むよう、関係庁間で連携して課題を明らかにすべき」との提言がなされた。現状では、農地法許可手続きにあたって、行政側で確認ができる書類を膨大に事業者側に要求するといった負担面が大きい。また、申請書類の添付書類も含めて従来確認作業を職員・事業者双方へ求めることは「働き方改革」に逆行しているとも言える。については農地法関連分野において、徳島県で行政手続コスト削減の具体的な取組成果があるのならあげて欲しい。 |   |             |    |

| 質問番号 | 質問内容  | 質問作成に参考とした資料   | 回答（案としての見解） | 備考 |
|------|---|--|-------------|----|
| ④    | <p>規制改革推進会議タスクフォースにおいて検討されているが、「書式・様式の統一」についても行政手続コストの削減が見込まれるため、削減効果の顕著な取組については、コスト削減の対象となっている。同時に国から地方自治体に対して、行政手続の簡素化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体を応援していくべきとの方針が出ている。行政手続コストの削減に取り組むことについて、国は地方自治体の協力を求めていくとされているため、現状の農地法の取り組みがその節減につながったものと考えることができない。「働き方改革」・「生産性向上」の観点から、事業者の要望を踏まえつつ、事業者の行政手続コスト削減に取り組んでいくとも指針がなっているため整合性がない。</p>   |  |             |    |
| ⑤    | <p>「南海トラフ」大地震が起こる可能性が高まっているが、発生した場合に原子力事故が起こる危険性が高い。また、ブラックアウトの危険性も高いが、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー供給を中心として蓄電技術を向上させることでベースロード電源を切り替えれば災害対応が進む。営農型太陽光発電においては「あくまで「主」は耕作地を維持することであり、太陽光発電については「従」で農地法の規制範囲内で行い、積極的に推進するものではない」というスタンスを今後も取り続けるのか。実態を鑑みれば営農者の高齢化が進み、耕作放棄地は増えて農地としての維持管理もままならない状況であるため、積極的に農地の有効活用を図れば良いと考えるがいかがか。</p>   | <p>- <a href="http://hunter-investigate.jp/news/2018/02/nankai-brough.html">http://hunter-investigate.jp/news/2018/02/nankai-brough.html</a><br/>- <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/1812/181227a/pdf/3.pdf#search=%27%E8%87%AA%E7%84%B6%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC+%E7%81%BC%E5%AE%B3%E6%99%82%27">https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/1812/181227a/pdf/3.pdf#search=%27%E8%87%AA%E7%84%B6%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC+%E7%81%BC%E5%AE%B3%E6%99%82%27</a></p> |             |    |
| ⑥    | <p>以前から農日安箱への投稿も含めて、数度の「公開討論会」開催要請を行っている。県政に対して、皆さんから「こうしたらどうか」「こうすればもっと良くなるのではないか」といったご提言をいただくため、「とくしま日安箱」を設置しております。との記述が日安箱にあるため投稿をしているが、現実はこちらからの提言や問題について、耳を傾ける姿勢を一切示すことなく、問題を改善しようという意図も示すことなく、「取り合わない対応」を繰り返すだけの状況となっている。貴方が、再三再四申し入れていることが根本的に間違っていると言うのなら、貴職から間違いを指摘する必要がある。間違っていないのであるなら、なぜ改善しようとししないのか。現行法制の話を繰り返し回答されるだけでは、一向に制度設計が良くなることがない。現行法制で障害となっている問題点を洗い出して、ゼロベースで見直すものは見直すのが官民に関わらず当然の行いではないのか。</p> |  |             |    |



| 質問番号               | 質問内容  | 質問作成に参考とした資料  | 回答（県としての見解） | 備考 |
|--------------------|---|---|-------------|----|
| ●宮城県太陽光に対する個別詳細の質問 |   |   |             |    |
| ①                  | <p>「営農計画書」は、収穫量について市町村の統計結果に対し80%の数値目標を無理強いされる。なぜ、適正な農地管理を行っているにもかかわらず、収穫量の規制まで受ける必要があるのか。仮に収穫量が農水省の基準を満たせなかったとしても、耕作放棄地のような荒れ地に田畑をしてしまっている訳ではなく、いつでも支柱さえ引き抜けば農地に戻せる状態に維持管理を行っている。それをいわずに収穫量にまで拘るのは、理解しがたい。しかも、数値目標をクリアするためにこちらが日夜悩む考える作物作付を県が否定する立場にあるのか、民主主義に反すると思うので理解できない。</p>  |   |             |    |
| ②                  | <p>作物作付について、他県の宮城県太陽光施設を管轄する部署に確認した上で、作物予定作物を「牧草」と記載して県下各自治体に「営農計画書」を数年前に何度か提出したことがあるが、個別具体的な作物名を記載するよう根拠もない行政指導を受けた。往県において「牧草」と書いて受け付けている事実があるのになぜ個別の作物名を書くよう根拠もなく行政指導されるのか承服しきれない。また、営農計画書には「地域の平均的な単収の根拠」を書く欄があるが、この根拠となる数値を福島県はインターネット上で公表もしていない。記載要領に市町村の統計等を用いてくださいとあるため、客観的な根拠は当然「農林水産統計」の報告をしている県が示すべきと考える。既に「農林水産統計」に記載のある作物名は、「牧草」となっているため、当然この作物名で上記計画書を提出するのが整合性があると考える。</p>                      | <p>・千葉大学食域研究室・NPO法人地域持続研究所「ソーラーシェアリング全国調査結果報告書」（2019年2月）</p>  |             |    |
| ③                  | <p>「営農計画書」において、パネル下部に特化した収量を求められるが、なぜパネル下に特化する必要があるのか分からない。「営農」は「その土地で収穫を上げて利益を得る農業を行うこと」と解釈しているが、パネル下部以外の収量も当然含めて営農を行っている。しかしながら、現在の「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」書式は、パネル下部での収量のみを報告させるようになっている。これでは、一々パネル下部での収量を全体収量を基に算出し直さなければならず、非常に手煩である。全体農地で営農を継続するのが至極当然なため、「営農型発電設備の下部の農地」だけに作付を限定するのではなく、発電設備全体農地での作付と解釈すべきである。</p>   |   |             |    |
| ④                  | <p>営農型太陽光の普及促進に際しても力添えする姿勢があってもよくなるべきと考えるため、県として太陽光パネル下部でもよく育つ作物を提示してはどうか。県の気候風土に適した作物を調査・検証し、県HPに掲載すれば、事業者が高土適合する作物を作付できるので非常に効果的かつ合理的である。そのために農業支援センター等の営農支援機関があるので、有効に活用すべきではないか。非営として、作物作付を「牧草」として、営農計画を提出したいところであるが、牧草の分野の中でもとりわけ人用性と収益性を兼ね備えた「ヨモギ」栽培を検証導入した。民間の検証導入結果も県ホームページに掲載することで、新規参入者の事業着手と普及促進が進むことになり、産業の活性化と雇用が創出される。ケインズ政策での公共需要にて産業活性化を行う従来型行政から脱却し、「知恵と創意工夫」の伴った県力活性化を目指す考えがないのかお尋ねしたい。</p> | <p>・九州大学農学部作物学教室 伊藤健次・井手欽也・井之上早<br/>「ヨモギの生理生態およびその防除法に関する研究」<br/>・日東医誌（松本・市井）（2015）「日本のモグサ製造の現状について—モグサ製造業者へのアンケート調査—」<br/>・日東医誌（松本・本間・山崎・野田）（2012）「日本の食療法に適した国内産ヨモギの選抜—遺伝多様性を指標とした1次選抜—」<br/>・農業技術情報アグリオン第150号「よもぎを栽培してみませんか！」</p> |             |    |
| ⑤                  | <p>「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」において「地域の平均的な単収の8割」を求められるが、そもそもなぜ8割が必要なのか。健康被害が想定されないように行政側から押し付けられた作物作付を栽培し、適正管理を行っているにも関わらず、なぜ単収の8割が必要なのか意味不明である。以前に「適切な審査を行うため」と回答を受けたことがあるが、適切な審査を行うのは現地確認が一番良く書類上の確認のみで済ますのは意味だと考える。現地を確認すれば、「農地の適正な維持管理」に資していることがよく見て取れると考える。</p>  |   |             |    |

| 質問番号 | 質問内容   | 質問作成に参考とした資料 | 回答（基としての見解） | 備考  |
|------|--|--------------|-------------|---|
| ⑥    | <p>「事務処理取扱要領の提示」ができていない。他県では、既にホームページ上に開示しているところがある。事業者に書類提出を要求する以上、要求する書類の提出根拠と書類名一覧を県のHPにアップしないと、事業者側としては何を出すのかわからず、ただ行政側から提出を一方的に求められるという「前近代行政運営」に力を費すというだけのこととなる。全く不合理な民主的でもない手法と考えるので、書類提出根拠となっている取扱要領は公開していただきたい。</p>   |              |             |   |
| ⑦    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農型太陽光発電事業を行うとする農地の登記事項証明書</li> <li>・法人の登記事項証明書（申請人が法人の場合）</li> </ul> <p>⇒廃止すべきと考える。申請書を見れば土地所有者、異人、対象土地は書いてあるので、公簿において照会を行えば良い（まして、土地の情報は農地台帳を各自治体で整備している）。民間事業者に原本を取得させる負担（手配及び費用）をどのように考えているのか。民間任治である。</p> |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |
| ⑧    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の株主総会議事録又は取締役会議事録（申請人が法人で商号変更や役員変更があった場合）</li> </ul> <p>⇒公簿において照会を行えば、定款内容は登記簿から確認ができるため、民間事業者に求めることがおかしいうえに民間事業者の「経営判断事項」も含まれる書類のため、提出する類のものではない。</p>   |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |
| ⑨    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（全国農地ナビというサイトを使って農地の位置を正確に表す必要がある）</li> <li>・土地測量図</li> </ul> <p>⇒申請書に地番・平米数ともに書いているため、公簿において調べるべきもの。</p>   |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |
| ⑩    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公簿（営農型太陽光発電を行うとする農地の場所が明示されている公簿）</li> </ul> <p>⇒公簿において照会ができる内容（自治体の農地台帳がある）であり、かつ申請書に書いているため、公簿において調べるべきもの。</p>   |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |
| ⑪    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地を含めた周辺の aerial 写真</li> </ul> <p>⇒申請書に場所を書いているため、公簿において状況確認すべきもの。</p>  |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |
| ⑫    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（事業を行う理由、土地選定理由を詳細に記載する。周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者及び耕作者への転用事業の説明状況も記載する。）</li> </ul> <p>⇒記載内容が申請書と重複している。事業理由や土地選定理由は、民間なので金が把握する必要性がない。当該書類は、廃止すべきと考える。</p>  |              |             | <p>回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。</p> |

| 質問番号 | 質問内容  | 質問作成に参考とした資料 | 回答（県としての見解） | 備考   |
|------|---|--------------|-------------|--|
| ①    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>地上権及び使用貸借に関する契約書の写し</p> <p>→廃止すべきと考える。民間取引契約の事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（自由取引の侵害、個人であればプライバシーの侵害など）</p>  |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |
| ②    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・設備下部の農地での営農計画書（ア 営農継続の実現性の確認、イ 収量の減少が2割以内であることの確認、ウ 品質の著しい低下が無いことの確認、エ 作業の効率的利用が可能かの確認、オ 設備の設置に伴い、計画的に生産性の高い作物に転換を行わざるを得ない場合は、転換前の作物と比較し、収益の減少及び品質の劣化が生じないことを確認）</p> <p>→廃止すべきと考える。「営農型」であるというお題目の元において作付する作物収量の制限まで契約を設けるという対応はまさに机上の空論そのものであり、農作業を知らないから出てきた数値目標的規制であるとしか考えられない。営農型発電は、耕作がいつでもできるように農地を適正に維持管理する側面もある。そもそも耕作放棄地であった土地であれば、営農を始めたからといって、収量の規制まで受けるということ自体おかしい。また、通常の耕作地であれば収量の報告はないはずである。整合性が取れていない。この計画書自体、農家の自主的経営を阻害し、さらには農業圧迫をしているのに他ならない。</p> |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |
| ③    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・設備下部の農地における営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者（認定農業者）の意見書</p> <p>→廃止すべきと考える。許可後に適正管理がなされていないと官が判断して初めて、必要な行政指導を行うべきであり、あらかじめ農家から意見を出させること自体が農業圧迫である。</p>  |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |
| ④    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・牧草買取に関する合意書</p> <p>→廃止すべきと考える。民間取引契約の事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（自由取引の侵害、個人であればプライバシーの侵害など）</p>   |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑤    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・支柱を含む設備の撤去に必要な資力を有することを証明する書面（残高証明書を添付できない場合は融資証明書）</p> <p>→廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（法人であれば流動性資金を法的根拠なく官が把握する問題、個人であればプライバシーの侵害など）</p>  |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑥    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・転用に要する経費（太陽光パネル購入費、設置工事費、撤去費用等）に係る見積書の写し</p> <p>→廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、もし他社に情報が流出した場合に官において責任は取れないものと考えられるため、不要な情報は官が求めない方がよい。民間取引の範囲内のことであり、官が介入すること自体がおかしい。</p>  |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った現制度枠内の回答は不要である）。 |

| 質問番号 | 質問内容  | 質問作成に参考とした資料 | 回答（部としての見解） | 備考   |
|------|---|--------------|-------------|--|
| ⑧    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・支柱を含む設備の撤去費用の負担について、当事者間で合意されている事を証明する書面（5条申請がある場合のみ提出）</p> <p>⇒廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（自由取引の阻害、個人であればプライバシーの侵害など）</p>   |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑨    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・営農者と土地所有者間での利用権設定申請書及び利用権設定書</p> <p>⇒廃止すべきと考える。利用権設定については、申請書で使用貸借権あるいは地上権を設定したい旨を書いているため、それに基づいて公簿内部で処理すべき類のものである。改めて、民間から申し出する必要性が全くない。</p>   |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑩    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・土地改良区の意見書交付願（申請地が土地改良区内にある場合）</p> <p>⇒廃止すべきと考える。申請書を見て、申請内容が土地改良区として問題ないかを判断すればよいのであって、民間から意見を出して欲しいと要求する訳ではない。併せて地区除外申請書も申請地が対象地であれば、公簿において除外をすべきであり、除外して欲しい旨を民間から申請すべき類のものではない。</p> |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑪    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類（大臣による認定書等）</p> <p>⇒廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（自由経営の阻害、個人であればプライバシーの侵害など）また、すでに提出を求めている自治体もあり、各都道府県でも取り扱いが一律でなく、提出に係る法的根拠もない。</p>    |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑫    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・電力受給申込書（認定IDを記載した書類）</p> <p>⇒廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる。（自由経営の阻害、個人であればプライバシーの侵害など）また、すでに提出を求めている自治体もあり、各都道府県でも取り扱いが一律でなく、提出に係る法的根拠もない。</p>                        |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑬    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・申請地に建設しようとする建物又は施設の詳細、位置及び施設間の距離を表示する図面（設備の平面図・立面図）</p> <p>⇒廃止すべきと考える。民間の経営事項であり、提出させること自体に法的な問題もあると考えられる（自由経営の阻害、企業経営秘密の漏洩懸念）。支柱の高さ・高さ感が把握する必要性は乏しい。営農を行う民が判断して、考えることである。</p>        |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |
| ⑭    | <p>（一時転用許可申請時の添付書類について）</p> <p>・取水排水計画図</p> <p>⇒廃止すべきと考える。営農型太陽光発電所であるため、最低限の構築物しか設置が想定できず、雨水は自然排水しかあり得ない。記述を求める場合は、5条申請書内で記述して申請してもらえば良い。また、すでに提出を求めている自治体もあり、各都道府県でも取り扱いが一律でなく、提出に係る法的根拠もない。</p>                    |              |             | 回答にあたっては、申請者・納税者の立場に立った回答となるよう「経済的合理性」がある回答を求める（現行法制に則った規制度枠内の回答は不要である）。 |